四　前号（タを除く。）に掲げるもの及び簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のために特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属品若しくはこれらのために特に設計した部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ　軍用に設計した装置（可動式ガス液化装置であって一日当たり一、〇〇〇キログラム以上の液化ガスを生産できるもの及び磁気機雷掃海用の浮揚性電らんを含み、金属探知のみのために設計した手持ち式装置であって、地雷と他の金属とを判別することのできないものを除く。）

ロ　簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置

ハ　ロに掲げる装置と共に使用され、当該装置と同じ周波数の無線回線の維持が可能となるように設計した技術を用いた装置

五　対ミサイル航空機保護システム（民間航空機に搭載され、かつ、次のすべての条件を満たすものを除く。）又はそのために特に設計した部分品

イ　次のいずれかのミサイル警戒センサーを有すること。

（一）受動式センサーであって、最大感度が一〇〇ナノメートルから四〇〇ナノメートルまでの間のもの

（二）能動パルスドップラーセンサー

ロ　カウンターメジャーディスペンサーを有すること。

ハ　地対空ミサイルの欺瞞のために可視光線及び赤外線による痕跡を放出するフレアを有すること。

ニ　当該システムが設置された特定の民間航空機においてのみ機能すること（民間の型式証明又は国際民間航空機関によって認められた同等の文書が発出されている場合に限る。）。

ホ　ソフトウェアへの不正アクセスを防止する機能を有すること。

ヘ　当該民間航空機から取り外したときに機能を停止する仕組みを有すること。

六　軍用に設計した射撃統制装置若しくはその機能を妨げるための装置若しくはこれらの試験調整装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した附属品若しくは部分品

イ　照準具（第一号ロの（四）及び同号ニの（三）に掲げるものを除く。）

ロ　爆撃用コンピュータ

ハ　銃架（第一号ロの（二）及び同号の（四）に掲げるものを除く。）

ニ　銃砲制御装置

ホ　標的の捕捉、特定、測距、監視又は追跡を行うための装置

ヘ　探知、データ融合、認識又は識別を行うための装置

ト　センサー統合装置

チ　イからトまでに掲げるものの機能を妨げるための装置（探知のためのものを含む。）

リ　イからチまでに掲げるもののために特に設計した試験調整装置

七　軍用車両又はその部分品であって、次のイ又はロに該当するもの（ハに該当するものを除く。）

イ　陸上車両（トレーラーを含む。）であって、軍用に設計し又は改造（軍用に設計した一以上の部分品の構造的、電気的又は機械的な変更を含むものとし、当該部分品には、（一）に掲げるものを含む。）したもの（（二）に掲げるものを含む。）又はその部分品

（一）次のいずれかに該当するもの

1　防弾性能を有し、又は空気が抜けたときも走行することができるよう特に設計したタイヤのケーシング